写真／震災直後の県道阿蘇吉田線（草千里付近）

熊本地震から7カ月―。

被害状況まとめ

4月14日の発災から、7カ月以上が経過しました。大きな被害を受けたここ阿蘇市では、応急的な復旧が進んではいるものの、不便な生活を強いられている市民や事業者も多く、復旧、復興はこれからが本番です。
本年最後の広報あそ12月号では、市民の皆さま方へこれまでの被害状況のご報告と道路情報などについてお知らせします。

（数値は10月31日時点の情報で、被害額などは千円以下四捨五入でおおよその数。）

道路・橋りょう・河川被害

区分	箇所数	被害額
道路	157箇所	11億5,302万円（仙酔峡線、木落線ほか）
橋りょう	20箇所	7億6,192万円（新橋、新花原川橋ほか）
河川	58箇所	6億1,589万円（草原川、榊川ほか）
合計	235箇所	25億3,083万円

現在、国の査定を受けており、査定済みの箇所から実施設計を行い、発注を予定しています。

上下水道施設被害

（1）上水道施設

区分	被害額
上水道	3億4,620万円
簡易水道	2億5,380万円
合計	6億円

現在、国の査定を受けており、査定済みの箇所から実施設計を行い、道路復旧と調整をしながら随時発注を予定しています。

（2）下水道施設

区分	被害額
処理場（浄化センター）、中継ポンプ場ほか9件の管渠施設	3億6,103万円

農林畜産関連被害

区分	規模	被害額
農地・農業用施設関係	3,092件	134億6,020万円
治山・林道・林業施設など	96件	112億4,710万円
農産物等関係	1024.91ha	4,244万円
	5件	3億7,038万円
畜産関係	15頭、19棟、39件	3億1,368万円
合計	―	254億3,380万円

［震災復旧緊急対策経営体育成支援事業］

区分	件数	被害額
再建・取得・修繕	1,093件	40億1,822万円
撤去	106件	1億675万円
合計	1,199件	41億2,497万円

人的被害

死者	0人	
行方不明者	0人	
救急搬送	53件	うち、避難所からの救急搬送21件
重傷者	1人	
軽傷者	98人	

住家被害

全壊	118件
大規模半壊	90件
半壊	656件
一部損壊	1,390件
合計	2,254件

住宅の被害認定調査は随時受け付けています。自宅が被災し、調査がお済みでない方は、お早めに税務課（☎22-3148）にお申し込みください。

義捐金・支援金の受入状況

（1）阿蘇市熊本地震義捐金

件数	1,318件
受入金額	5億1,886万5,740円
（うち、県義捐金配分受入額）	3億7,570万円
※被災者に対する配分済額	4億1,570万円

（2）阿蘇市熊本地震支援金

件数	190件
受入金額	5,514万5,000円

●**義捐金**→被災された方に対し、生活支援や再建のために、被害の程度に応じて、直接お届けします。
（受付期間）平成29年3月31日（金）まで
（主な振込先）
- 銀行名：ゆうちょ銀行
- 口座名義：阿蘇市熊本地震義捐金
- 口座番号：00970-9-209736

●**支援金**→学校や道路の補修など、阿蘇市が行う災害復旧事業などの財源として活用します。
（受付期間）当面の間
（主な振込先）
- 銀行名：肥後銀行 宮地支店
- 口座種別：普通
- 口座名義：阿蘇市災害復旧支援金
- 口座番号：1419208

教育関係等施設被害

区分	件数	被害額
学校関係施設	6 件	3 億 9,842 万円
社会教育施設	4 件	96 万円
社会体育施設	5 件	1 億 1,412 万円
グラウンド関係	4 件	3,517 万円
合計	18 件	5 億 4,867 万円

阿蘇学校給食センターやアゼリア 21 などはすでに復旧工事を完了。学校施設などは、査定終了後に工事に着手予定。

公費解体申請件数

区分	件／棟数	
解体撤去申請件数	549 件	
住宅解体棟数	352 棟	うち解体済 278 棟 未了 74 棟
納屋等解体棟数	453 棟	うち解体済 387 棟 未了 66 棟
合計	805 棟	うち解体済 665 棟 未了 140 棟

医療センターの被害状況

区分	被害額
病院施設	2,633 万円
医療機器	263 万円
合計	2,896 万円

再建支援窓口等の受付状況

受付業務	件数
り災証明書の発行	2,254 件
被災証明書の発行	1,866 件
災害見舞金の受付	834 件
生活再建支援金の受付	292 件
みなし仮設住宅の入居	125 件
応急修理の申込	429 件

観光施設などの被害

（発災から 10 月 31 日まで）

宿泊客の減数	15 万 1,000 人	前年比 44%減 （市内 41 施設）
観光客の入込減数	180 万 2,000 人	前年比 65%減

［観光施設立入規制の状況］

●**立入規制**→仙酔峡、市道狩尾幹線道路（天空の道）周辺、兜岩展望所

●**規制解除**→ 9 月 16 日阿蘇登山道路（草千里付近）の全面通行止め解除（片側通行）

※阿蘇登山道路の冬期ゲート開放時間　7:30 ～ 18:00

中小企業等グループ補助金計画認定数

阿蘇市	10 グループ	110 事業所
熊本県内	374 グループ	6,075 事業所

※ 11 月 1 日時点

災害廃棄物受け入れ関係

災害廃棄物量	3 万 9,645 ㌧ （H24 九州北部豪雨時の約 1.7 倍）
災害廃棄物処理費用	17 億 1,599 万円 （H24 九州北部豪雨時の約 2.7 倍）

一般の片付けごみの受け入れは 9 月末で終了。現在、畜産農業協同組合跡地で公費解体、自主解体、自費解体などのみを受入中。

仮設住宅の設置状況

団地名	戸数	入居開始日
三久保団地（阿蘇北中跡地）	26 戸	7 月 14 日
内牧団地（阿蘇体育館東）	19 戸	7 月 26 日
黒川団地（中央病院跡地）	26 戸	8 月 25 日
北塚団地（あぴか北側）	30 戸	8 月 29 日
東池尻再建支援住宅（宮地）	15 戸	6 月 10 日
戸数合計	116 戸	

次ページにつづく

写真／震災直後の仙酔峡付近の山腹崩壊

国道 57 号復旧状況・ミルクロードの渋滞、冬期対策

国道57号北側復旧ルートの工事着手

国土交通省九州地方整備局は、南阿蘇村の阿蘇大橋付近の大規模な斜面崩壊で、通行止めとなっている国道57号の復旧ルートとなる、阿蘇市の西部と大津町をつなぐ道路工事を11月2日に着手しました。

車帰地区の外輪山に長さ約4㌔のトンネルを掘削し、赤水と大津町の国道57号をつなぐ計画で、道路延長は約13㌔、工事完了時期は未定です。

ミルクロードの渋滞対策

国道57号の迂回ルートとなっているミルクロードなどの渋滞・安全対策として、国土交通省九州地方整備局は、二重峠交差点に阿蘇市方面から大津町方面への左折レーンを新たに設置し、渋滞緩和を図ります。(写真下)また、脱輪の恐れがある箇所の側溝に蓋を設置し、道路幅の拡幅により円滑な通行の確保を図ります。いずれも10月24日から着手しています。

左折レーン新設イメージ(写真提供:国土交通省)

ミルクロードの冬期対策

冬期対策として、国土交通省九州地方整備局と熊本県では、降雪時のチェーン着脱場所、Uターン場所、故障車の待避場所として、ミルクロードなどの約14㌔の区間に、11カ所の待避所設置工事を行っています。

合わせて夜間の安全確保のための道路照明灯と、道路の路面状況確認のための道路監視カメラ、それぞれ22基が設置されます。(11月末完成予定)

待避所イメージ(写真提供:国土交通省)

道路復旧工事の進捗状況を写真で公開中!

国土交通省熊本河川国道事務所のホームページで、国道57号(現国道・復旧ルート)などの道路復旧状況を、毎週1回を目途に写真付きで公表しています。

[熊本河川国道事務所 HP]

ココからご覧いただけます。

(情報提供:国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所より)

市民の皆さまへ熊本地震に関するお知らせ

市税の減免措置

熊本地震で被害を受けられた方に対し、平成28年度課税分の個人市民税、固定資産税、国民健康保険税について、被害の状況に応じ税額を減免します。

減免申請をされる方は、申請書を提出していただく必要がありますので、詳しくは広報あそ5月号をご覧いただくか、税務課(☎22-3148)にお問い合わせください。

なお、個人市民税及び国民健康保険税については、損害額から農作物共済や地震保険などにより、補てんされる額を差し引いた後の損害額で判定します。

軽自動車税は減免の対象になりません

軽自動車税は、4月1日現在の所有状況により課税されるため、熊本地震による減免の対象となりません。

なお、災害に遭った車両は、減価償却残期間により所得税の雑損控除の対象に算定される場合があります。

軽自動車の廃車手続きは熊本県軽自動車協会(☎096-369-7920)、原動付自転車及び小型特殊自動車については、税務課(☎22-3148)または各支所にて手続きください。

雑損控除計算書作成会を開催しています

熊本地震により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税や住民税などの軽減または免除を受けられる場合があります。

具体的には、確定申告の際、損害額を計上していただくことになりますが、混雑が予想されることから、被災地を管轄する税務署では、市町村との共催により10月から12月にかけて、雑損控除計算書作成会を開催し、確定申告時期の混雑緩和を図ることとしています。

該当すると見込まれる方には、税務署から作成会への案内文書を順次送付していますのでご出席ください。

案内を受けていない場合も、相談などを希望される方は阿蘇税務署(☎22-0551)にお問い合わせください。

災害見舞金の申請はお済みですか?

罹災証明の半壊以上の方で災害見舞金(全壊5万円、大規模半壊・半壊3万円)の申請がお済みでない方は申請をしていただきますようお願いします。また、被災者生活再建支援金(全壊・大規模半壊、半壊で家屋を解体された方)の申請がお済みでない方も併せてお願いします。

(福祉課 ☎22-3167)

被災者生活再建支援金基礎支援金の申請期限が延長されました

同支援金の申請期限は、来年5月13日まででしたが、平成30年5月13日まで延長されました。なお、加算支援金申請期間(平成31年5月13日まで)は変更ありませんのでご注意ください。

(福祉課 ☎22-3167)

倒壊等建物の職権滅失登記を職権で行います

熊本地方法務局では、熊本地震により倒壊した建物などについて、被災された方々の登記申請の負担軽減を図り、被災地の速やかな復興のため、所有者の申請によらずに登記官の職権で、順次、滅失登記を行います。

特に登記を急がれる場合を除いては、自ら『建物滅失登記』を申請していただく必要はありません。

滅失登記を行った場合は、法務局から所有者の方々に登記完了通知を送付しますので、その内容の確認をお願いします。

なお、以下の事案などは、職権による滅失登記の対象となりませんのでご了承ください。

(職権による滅失登記の対象外事案)

(1)建物の倒壊が一部分のため、全体が滅失したとは認定できない場合

(2)居宅と物置がある建物のうち、居宅のみが倒壊した場合

(問い合わせ)

熊本地方法務局不動産登記部門復興事業対策室

☎096-364-2221

災害ごみ/年末年始の受け入れ

●受入休止予定日

12月26日(月)～1月5日(木)

※12月25日(日)は本来の休止日のため、12月は24日(土)が受入最終日になります。

※現在は、公費解体などの解体ごみのみを受け入れています。

(問い合わせ)市役所市民課 生活衛生係

☎22-3135